

日液協第27～26号  
平成27年5月22日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会

**建物の開口部とガス給湯器の排気吹き出し口の離隔距離不足及び機器の  
経年劣化による一酸化炭素中毒事故防止に関する注意喚起について(お願い)**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の業務につき、多大なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、経済省ガス安全室に平成27年3月、都市ガスの消費先において、建物の開口部とガス給湯器の排気吹き出し口の離隔距離不足により一酸化炭素中毒と考えられる被害を受けたとの情報提供があり、メーカーが調査したところ、ガス給湯器を設置するにあたり、排気吹き出し口と建物の開口部までの(上方の)離隔距離が300mm以上とられていなかったこと又、使用されていた機器は設置後20年以上経過したものであったことから、ガス事業者関係行政及び団体に文書が発出されました。

つきましては、会員各位におかれましては、今回のような都市ガスでの事例がLPガスの現場で起きないように未然に防止するため、同様の設置工事が行われないうち、周知・調査等、消費先を訪問する際にガス給湯器・ふろがまからの排気が、室内に流入する恐れがある場合及び長期使用しているガス給湯器を使用している場合は、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な周知を行うよう、貴社の従業員や関係者等に対して徹底方よろしくお願いいたします。

なお、本件については、下記ホームページをご参照くださいますようよろしくお願いいたします。

敬 具

記

◎掲載箇所(関東東北産業保安監督部ホームページ内)

<http://www.safety-kanto.meti.go.jp/gas/2City%20gas/20150515chui-kanki.pdf>

以 上  
(発信手段: Eメール)  
(担当: 飯田、岩田)